

○秋谷漁港における船舶保管施設等の管理等に関する事務処理要綱

平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋谷漁港における船舶保管施設、船舶保管施設関連駐車場及び船舶保管施設関連船舶昇降機(以下「船舶保管施設等」という。)の管理、利用等(以下「管理等」という。)に関する事務処理について定めるものとする。

(使用許可申請の名義人)

第2条 漁港漁場整備法等施行取扱規則(昭和42年横須賀市規則第13号。以下「規則」という。)第11条第2項に規定する申請書を提出する者は、船舶の所有者のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第119号)第23条の3第1項第1号に規定する一級小型船舶操縦士又は同項第2号に規定する二級小型船舶操縦士に係る同法第23条の2第1項に規定する小型船舶操縦士の免許(以下「免許」という。)を有するものとする。

(船舶の大きさの制限)

第3条 指定管理者は、次に掲げる範囲内の大きさの船舶に対して横須賀市漁港管理条例(昭和42年横須賀市条例第17号。以下「条例」という。)第10条第4項の規定による使用許可をするものとする。この場合において、船舶の測定には、船外機等の付属品を含むものとする。

- (1) 全長 7.0メートル
- (2) 全幅 2.3メートル
- (3) 高さ 4.0メートル
- (4) 重量 2.3トン

(使用許可の更新手続き)

第4条 条例第10条第4項の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)で、期間満了後に再度使用許可を受けたいものは、期間満了日の31日前から16日前までの期間に規則第11条第2項に規定する申請書を提出することにより、更新手続きをすることができる。

(変更許可)

第5条 指定管理者は、規則第11条第2項の船舶保管施設使用許可内容変更許可申請書を受けたときは、次に掲げる要件をいずれも満たした場合に限り、変更の許可をするものとする。

- (1) 変更後の船舶の大きさが第3条に規定する範囲内であること。
- (2) 変更前の船舶を処分したことを証明する書類等を提出していること。

(3) 共同名義人に変更がないとき又は共同名義人の一部が脱退したとき(ただし、免許を持っている人が1人以上残っている場合に限る。)

(保管施設使用許可台帳)

第6条 指定管理者は、船舶保管施設等の使用許可状況を明らかにするため、保管施設使用許可台帳を作成するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。